

『相続税・贈与税の税率構造の改正』

長年の懸案でありました相続税と贈与税の税率が引下げられ、中でも最高税率が70%から50%に引下げられました。相続税については3億円超がすべて50%税率の適用となり、また、贈与税も1千万超は50%となり、課税最低ラインは200万円以下で10%となりました。

適用は平成15年1月1日以後の相続又は、贈与から適用されます。

相続税税率

改正前		改正後		
法定相続人の取得金額	税率	法定相続人の取得金額	税率	控除額
800万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%	—
1,600万円	15%	3,000万円	15%	50万円
3,000万円	20%	5,000万円	20%	200万円
5,000万円	25%	1億円	30%	700万円
1億円	30%	3億円	40%	1,700万円
2億円	40%	3億円超の金額	50%	4,700万円
4億円	50%			
20億円	60%			
20億円超の金額	70%			

● 計算例

法定相続人の相続財産の取得金額が2億5,000万円の場合の税額
 $2億5,000万円 \times 40\% - 1,700万円 = 8,300万円$

贈与税税率

改正前		改正後		
基礎控除後の課税価額	税率	基礎控除後の課税価額	税率	控除額
150万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	—
200万円	15%	300万円	15%	10万円
250万円	20%	400万円	20%	25万円
350万円	25%	600万円	30%	65万円
450万円	30%	1,000万円	40%	125万円
600万円	35%	1,000万円超の金額	50%	225万円
800万円	40%			
1,000万円	45%			
1,500万円	50%			
2,500万円	55%			
4,000万円	60%			
1億円	65%			
1億円超の金額	70%			

● 計算例

基礎控除後の贈与財産の課税価額が550万円の場合の税額
 $550万円 \times 30\% - 65万円 = 100万円$